

埼玉県立嵐山郷指定管理者について

埼玉県福祉部社会福祉課

1 埼玉県立嵐山郷指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
理事長 谷澤 正行

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 選定理由（随意指定）

- ・嵐山郷は県立施設として、重度の知的障害児・者及び重症心身障害児・者を受け入れるセーフティネットの役割を果たしている。
- ・入所者は強度行動障害や重複障害など処遇の困難度が高いため、個々の障害特性を把握する職員が継続して安定した支援を行う必要がある。
- ・社会福祉事業団は、経験豊富な支援員や看護師などの専門職員を配置しており、民間施設で受入が難しい障害児・者などに対応できる体制を備えている。

4 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の事業計画概要

① 基本方針

- ・関連する法令や条例、規則の遵守
- ・県立施設としての専門的・先駆的支援サービスの提供
- ・知的障害児・者福祉のセーフティネット機能
- ・嵐山郷設置目的の効果的な達成

② 管理執行体制

- ・重度、最重度の知的障害児・者の福祉分野に専門性を持った経験豊富な職員の配置
- ・常勤医師や看護師、理学療法士を配置し、医療的なケアを必要とする障害児・者の受入れにも積極的に対応できる手厚い体制
- ・施設内研修の充実、臨床心理士による事例検討会の実施

③ サービスの質を確保・向上させるための方策について

- ・一人ひとりの障害特性に応じた支援の提供
- ・地域福祉の向上のための短期入所の積極的な受入れや、在宅障害児・者の支援
- ・県内の福祉人材の育成のための県内の民間施設等に対する積極的な支援（摂食・嚥下リハビリテーションに係る取組等）
- ・嵐山郷利用者のほか、一般の医療施設、歯科診療所では対応が困難な在宅の心身障害児・者や他施設の利用者に対する医療サービスの提供
- ・利用者の権利擁護に向けた取組の実施

④ 個人情報の取扱い

- ・関係法令や条例の遵守、社会福祉事業団の諸規程に沿った適切な処理
- ・重要文書の取扱い、守秘義務の重要性の職員への周知及び意識付け

⑤ 危機管理に対する方針について

- ・危機発生時の連絡対応のためのマニュアルを定め、緊急連絡網を整備
- ・不審者への対応マニュアルの整備・防犯カメラの設置